

提	1
総 会	1 6 7

提 案

会員候補者の承認

- 1 提 案 者 会長
- 2 議 案 標記について、別紙の会員候補者を承認すること
- 3 提案理由 日本学術会議会則（平成17年10月24日日本学術会議規則第3号）第8条第3項の規定に基づき、会員候補者を承認する必要があるため。

〈参考〉日本学術会議会則（平成17年10月24日日本学術会議規則第3号）（抄）

第8条 会員及び連携会員（前条第1項で定める連携会員を除く。）は、幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会（*選考委員会）に推薦することができる。

2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。

3 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。